



令和3年度の特定健診 市町の集団健診で受診できます!

健康管理係
(082)513-4956

令和3年度も、40歳から74歳までの被扶養者及び任意継続組合員は、特定健康診査が**無料**で受けられます。対象者には6月下旬に自宅住所へ「特定健康診査受診券(セット券)」を送付します。

特定健診の受診方法は「指定の医療(健診)機関で受診」する方法と「お住まいの市町の集団健診で受診」する方法があります。「お住まいの市町の集団健診で受診」する場合は、**申込締切が早い市町があります**ので御注意ください。



「特定健康診査」
受診料は
無料です
1年に1度
受診しましょう。

3月下旬締切
の市町もあります
早めの確認を
お願いします。

がん検診
を実施する市町も
あります
詳細はお住まいの市町へ
お問合せください。



- 市町によって、当支部組合員の被扶養者が受診できる日程や申込方法が異なりますので、お住まいの市町の広報等を御確認いただくか、各担当課へお問合せの上、申込みを行ってください。
- 受診券を事前に送付することもできます。事前送付を御希望の方は、支部まで御連絡ください。(事前送付は4月以降になります。)
- 公立学校共済組合員の資格を喪失した場合、「特定健康診査受診券(セット券)」は使用できません。



退職後の健診ってどうなる?

健康管理係
(082)513-4956



在職中は、共済組合の人間ドックや所属所の定期健康診断を受けていますが、退職後は健診が受けられますか?

退職後は、再就職の有無や勤務条件などにより加入する医療保険が変わってきます。退職後の医療保険によって、受けられる健診が異なりますので、次の表を参考にしてください。



退職後の勤務状況(例)	退職後の医療保険		受けられる健診
再任用フルタイム勤務、 臨時的任用職員など	公立学校共済組合 広島支部	組合員	在職中と同様(支部実施の生活習慣病予防健診(人間ドック)も対象)
再任用ハーフタイム勤務、 非常勤職員など 又は再就職しない	公立学校共済組合 広島支部	任意継続 組合員	特定健康診査【無料】 (年に1回受診できます) ※勤務先等で健康診断を受けられる場合は勤務先 等での健康診断
		被扶養者	
公立学校以外に再就職	国民健康保険 協会けんぽ など		新たな医療保険者に問い合わせてください。

広島県教育職員互助組合の退職医療制度(10ページ)に加入した場合、人間ドック助成事業があります。